

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

LV3/塗材

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:		
調査終了年月日	年月日	発注者等(大気汚染防止法による届出者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	年月日	
解体等工事期間	年月日 ~ 年月日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	年月日 ~ 年月日	
調査方法の概要(調査個所)		住所
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)		元請業者(特定工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
		住所
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		現場責任者氏名
		連絡場所 TEL
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		を石綿作業主任者に選任しています。
特定粉じんの排出または飛散の抑制方法		調査者(分析等の実施者)
		氏名又は名称 【事前調査・試料採取を実施した者】
使用する資材及びその種類		【分析を実施した者】
		その他必要な事項